2021年6月1日

京王電鉄株式会社
代表取締役社長　紅村　康

吸収合併に関する事後開示書面
（会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく事後備置書面）

当社（以下「甲」）は、2021年4月5日付けで新線新宿開発合同会社（以下「乙」）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2021年6月1日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」）を行いました。本吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

なお、本吸収合併は、吸収合併存続会社である甲においては会社法第796条第2項に規定する簡易吸収合併となります。

記

1．本吸収合併が効力を生じた日

2021年6月1日

2．吸収合併消滅会社における法定手続の経過に関する事項

債権者の異議手続(会社法第789条)の経過

乙は、会社法第789条第2項、同条第3項、第793条第2項の規定により、2021年4月19日付で、官報及び日刊工業新聞において公告を行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

3．吸収合併存続会社における法定手続の経過に関する事項

(1)　本吸収合併をやめることの請求にかかる手続（会社法第796条の2）の経過

本吸収合併は、会社法第796条第2項に基づく簡易吸収合併であるため、甲の株主による会社法第796条の2の規定に基づく差止請求の対象となりません。

(2)　反対株主の株式買取請求手続（会社法第797条）の経過

本吸収合併は、会社法第796条第2項に基づく簡易吸収合併であるため、甲の株主には株式買取請求権はありません。

(3)　債権者の異議手続（会社法第799条）の経過

甲は、会社法第799条第2項及び同条第3項の規定により、2021年4月19日付の官報及び電子公告において公告を行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

甲は、効力発生日である 2021 年 6 月 1 日をもって、乙の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面

乙は合同会社であったため、該当事項はありません。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2021 年 6 月 1 日(予定)

7. その他、本吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上